

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成27年度 高松市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成28年2月25日(木) 14時00分～15時35分
開催場所	高松市役所11階 114会議室
議 題	<p>議題</p> <p>(1)平成27年度高松市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて</p> <p>(2)平成28年度高松市国民健康保険事業特別会計予算見通しについて</p> <p>(3)国民健康保険の制度改正について</p> <p>諮問事項</p> <p>(1)平成28年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について</p> <p>(2)第2期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画(データヘルス計画)案について</p>
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	公益代表委員(山下隆資、池田哲代、八十川芳子) 保険医・保険薬剤師代表委員(曾我部輝久、穴吹昇三、稲本匡章) 被保険者代表(小野美津子、花澤均、加藤多美子、森芳彦) 被用者保険等保険者代表(新田敏康、高木和彦)
傍 聴 者	0 人 (定員 10 人)
担当課及び 連絡先	国保・高齢者医療課管理係 839-2311

協議経過および協議結果
<p>議題</p> <p>(1) 平成27年度高松市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて 平成27年度高松市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、事務局から報告</p> <p>(2) 平成28年度高松市国民健康保険事業特別会計予算見通しについて 平成28年度高松市国民健康保険事業特別会計予算見通しについて、事務局から内容について説明</p> <p>(3) 国民健康保険の制度改正について 国民健康保険の制度改正について、事務局から内容について説明</p> <p>諮問事項</p> <p>(1) 平成28年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について(諮問事項) 平成28年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について、事務局から内容について説明</p> <p>(2) 第2期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画(データヘルス計画)案について(諮問事項) 第2期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画(データヘルス計画)案について、事務局から内容について説明 諮問事項については、原案どおり承認が決定され、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、市長に答申するものであるが、答申文の調整は山下会長、また答申については、山下会長及び桑城会長職務代行に一任されることに決定</p> <p>その他 出席委員が14名中12名で半数以上に達しているので、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、会議が成立していることを報告</p>

【協議】

議題(1) 平成27年度高松市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

《質問なし》

議題(2) 平成28年度高松市国民健康保険事業特別会計予算見通しについて

《質問なし》

議題(3) 国民健康保険の制度改正について

《質問なし》

諮問事項(1) 平成28年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について

(池田委員)

財政的に危機的状況にあることは、さきほどの報告でよく分かりました。財政の健全化のために、滞納者への対策、コンビニ収納などが挙げられていますが、28年度に新たに取る組むことはありますか。

(三木課長)

コールセンターによる電話催告の量を今までの2倍程度に増やす予定です。また、悪質、高額な滞納者の債権は、税部門の債権回収室へ移管、一元化して収納率の向上に努めております。

(小野委員)

医療費適正化計画にある診療報酬明細書の点検についてですが、ずっと同じ病名で病院にかかっているのに、その都度、診療報酬明細書と同様な明細書を出しているのは医療費の無駄のような気がしますが、必要はあるのでしょうか。

(三木課長)

無駄を省いていくことは必要なことですので、できるだけ効率的な方法を今後検討していきたいと思っております。

(山下会長)

意識を高めてもらうことが大きな狙いで、重複受診や不正を防止するという抑制効果があります。

(八十川委員)

コールセンターの人員費と、それによる納付額はどちらの方が高いのでしょうか。

(三木課長)

コールセンターは業者に委託しており、今年度は67万5千円が委託料となっております。また、電話催告によってすぐに納めていただいた額は約400万円、納付の約束は約2,400万円となっております。

諮問事項(2) 第2期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画(データヘルス計画)案について

(稲本委員)

2013年に香川県は糖尿病ワースト2位ですが、現在の香川県の現状はどうなっていますか。また、糖尿病を抑えることによってかなり医療費が抑えられると思いますが、ほかの心臓病などに関する取り組みについてはどのように考えていますか。

(水田保健センター長)

糖尿病対策、心疾患対策につきましては、これまでも健康予防教室や特定保健指導など、地域の保健師が訪問指導を行っています。今後より強化するために高松市医師会と協力し、こういった対策をしていけばよいか協議する場を設けているところです。その中で、ご指導いただきながら、新しい対策を考えていこうとしております。慢性腎臓病についてですが、新しく保健指導の事業を行います。心臓疾患、血管疾患と密接に関係しており、人工透析等の高額医療に結びつきやすいので、重症化予防のため、国や県も非常に力を入れております。今後は特定保健指導の中でも集団教室や個別訪問指導を行っていき、その中で、心臓病の関係につきましても、循環器疾患との結びつき等についての啓発を今後充実させていきたいと思っております。

(池田委員)

高齢の方は地域の集まりに出向いていくことが多いかもしれませんが、若い人は説明会等には行かないと思うので、若い人向けにスマートフォンを使った周知など、若い人を動かすような工夫はされていないのでしょうか。

(小野委員)

スマートフォンも大事な広報の手段ですが、コミュニティセンターがセンター便りを出していま

す。広報誌に限らず一般の人に向けて啓発活動をしてほしいと思います。

(三木課長)

2年ほど前から市がすべてのコミュニティセンターを回っており、周知活動には特に力を入れています。去年からは高齢者居場所づくり事業とも連携をして周知活動をしております。今年度は新たに健康長寿川柳の募集をし、最優秀賞の方の川柳をラッピングバスにして市内を走らせることにより周知啓発活動を行っており、秋には瓦町フラッグでのシンポジウムを開催しました。今後も周知活動に取り組んでいきたいと思っております。

(小野委員)

今年度、瓦町健康ステーションのフィットネスルームが新しくできましたが、瓦町近くの人しか利用していない気がします。将来的にはほかの地域にも設置する予定はありますか。

(田中健康福祉局長)

新たに瓦町フラッグにフィットネスルームを設置するにあたって、高齢者に限らず、通勤で利用する方等に幅広く利用していただけるようにしております。現段階では、今後さらに地域を広げていくという話にまでは至っておりません。

(穴吹委員)

国保財政の赤字を減らすには、禁煙対策が必要ではないかと思えます。禁煙をすることで健康が保たれ、医療費の減少につながるので、禁煙をもっと盛り上げてほしいと思います。中心街では歩きたばこ禁止になっていますが、市内全域でも禁止し、数年後には飲食店等の店舗でもすべて完全分煙をできるようにご検討いただければと思います。

(田中健康福祉局長)

禁煙につきましては、30年度までに、市の庁舎の施設内又は敷地内禁煙を検討しています。禁煙による医療費の削減効果は明らかにあると思えますので、積極的に周知啓発をしていきたいと思えます。

(小野委員)

食生活指導、栄養指導といったアプローチも必要だと思うので検討してもらいたいと思えます。

(水田保健センター長)

食育の指導については、野菜をとることが非常に大切であると注目しており、また、野菜の栄養素のバランスも大切になります。今年度の事業の一つに、高松市内の協力いただいている店舗で、栄養バランスのとれた食事を提供する取り組みを行っております。今後も工夫して事業を考えていきたいと思っております。

香川県の糖尿病、腎臓病の現状について、補足します。26年度の調査で、糖尿病の受療率は2位、腎臓病は17位となっております。

(山下会長)

諮問事項(1)(2)については原案どおり承認したいと思えますが、異議はありませんか。

《委員一同、異議なしと承認》

(山下会長)

諮問事項(1)平成28年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)、諮問事項(2)第2期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画(データヘルス計画)案については、原案どおり承認することに決定いたしました。承認いただいた諮問事項については、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、市長に答申することになっていますが、答申文については発言内容も踏まえ、私の方で調整してよろしいでしょうか。

《委員一同、異議なし》

市長への答申は、私と桑城山下会長職務代行に一任いただけますか。

《委員一同、異議なし》

協議の結果、議題(1)(2)(3)、諮問事項(1)(2)については、いずれも承認され、諮問事項(1)(2)については、後日、同協議会から市長に対し答申される。